

フォスタリング機関 里親子サポーター ともさぼ 会則

2024年4月25日

(名称)

第1条 本会は【フォスタリング機関 里親子サポーター ともさぼ】と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、杉並区荻窪5-26-9 荻窪コスモ Yビル6階におく。

(目的)

第3条 この会の目的は、杉並相談所管内(杉並区、武蔵野市、三鷹市)において、里親家庭の普及啓発から登録、委託促進、委託中の支援、自立に向けた支援、自立後の支援など、里親に関する啓発活動、支援を包括的に行うことを目的とする。

(活動内容)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、日々次のような活動を行う。

(1)里親制度等普及促進・リクルート事業

- ・里親の新規開拓及び普及啓発等に関する取り組み
- ・養育家庭体験発表会の実施

(2)里親研修・トレーニング等事業

- ・里親研修の実施
- ・未委託里親に対するトレーニング

(3)里親委託推進等事業

- ・新規登録・登録更新手続きの実務
- ・子育て短期支援事業における里親の活用
- ・児童と里親家庭のマッチング支援
- ・自立支援計画の作成
- ・里親委託等推進委員会の運営

(4)里親訪問等支援事業

- ・里親からの相談受付等
- ・里親家庭への訪問支援等
- ・里親等の相互交流
- ・養育体験の実施
- ・一時保護委託の調整・支援
- ・育児家事援助者派遣事業
- ・レスパイト・ケア事業の実務
- ・親子の再統合に向けた面会交流支援事業
- ・障害児里親等委託推進モデル事業

(5)養育家庭等自立支援強化事業

- ・児童の進学支援・就労支援等に関する里親家庭への情報提供・相談援助
- ・高校中退者など個別対応が必要な児童に対する再進学または就労支援
- ・自立により委託措置解除となった児童に関する相談援助(アフターケア) など

(代表者)

第5条 本会には会員相互の互選により代表者をおく。

(会の開催)

第6条 本会は、原則として月1回以上、開催する。

(会費)

第7条 会費は徴収しない。